

# 特別徴収納入要領

令和6年度分の特別徴収は、収納を電算機により処理しています。

つきましては、必ず同封の納付書で納入してください。

主な注意事項は次のとおりです。

- 金額に変更のない場合・納入金額に変更のない場合は、何も書かずにそのまま納入してください。
- 金額に変更が生じた場合・年度途中の退職・入社等により、当初の税額に変更が生じた場合は、印刷されている納入金額を横線で消し、下欄の「給与分」と「合計額」に金額を記入してください。
  - ・金額の前に¥は記入しないでください。
  - ・機械で読み取りますので、はっきりと記入してください。
- 一括徴収の場合・上記変更の要領で訂正してください。
  - ・「異動届出書」をすみやかに提出してください。
- 予備の納入書を利用する場合・上欄の「令和○年○月分」、下欄の「給与分(又は退職所得分)」及び「合計額」に記入してください。

## 備考

数字の書き方 字と字を続けない  
 線をつなぐ ワクに触れないように大きく書く  
 簡単な形で書く 曲線は完全に結ぶ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

## 【訂正例】

兵庫県 たつの市 個人市民税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
282294	01160-5-960035	たつの市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
●●●●●●●●●●	570200 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	位千百十万千百十円
	納入	456700
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
合計額	(2)	456700
(特別徴収義務者) 住所 氏名	領収日付印	

この領収証書は、指定金融機関等の領収日付印の押印によって効力を生じます。

¥は書かない

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

兵庫県 たつの市 個人市民税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
282294	01160-5-960035	たつの市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
●●●●●●●●●●	570200 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	位千百十万千百十円
	納入	456700
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
合計額	(2)	456700
(特別徴収義務者) 住所 氏名	領収日付印	

※は金融機関において使用する欄です。(特別徴収義務者)

¥は書かない

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

兵庫県 たつの市 個人市民税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
282294	01160-5-960035	たつの市会計管理者
年 月 分	指定番号	納入金額(1)
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	570200 円
282294	給与分(一括徴収分を含む)	位千百十万千百十円
	納入	456700
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
合計額	(2)	456700
取りまとの届 大阪貯金事務センター (〒539-8794)	(特別徴収義務者) 住所 氏名	領収日付印

納入済通知書の金額欄に¥は記入しないでください。

¥は書かない

上記のとおり通知します。受付店→三井住友銀行→たつの市 (たつの市保管)

# 退職所得に係る特別徴収取扱要領

## 1 特別徴収・分離課税

従業員が退職し、退職金を支払う場合、他の所得と分離し、退職金の支払者が所得に応じた市民税・県民税を算出し、退職金からその税額を差し引き納入していただくことになっています。

## 2 納期限と納入書

徴収した月の翌月の10日までに、納入書の「退職所得分」欄に徴収額を記入し納入してください。

なお、納入書裏面の「納入申告書」に、退職金の内訳等を必ず記入いただくほか、本書中の「納入内訳書」を提出してください。

## 3 課税されない退職手当

- (1) 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるもの
- (2) 1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合

## 4 税額の計算

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※1,000円未満を切り捨て

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税} & \text{率} \\ \hline \text{市民税} & \text{県民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市民税額} & \text{県民税額} \\ \hline \end{array}$$

※100円未満を切り捨て

※勤続年数が5年以下の法人役員等(法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員)については、2分の1を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等のうち、役員等以外の勤続年数5年以下の人の退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を越える部分について、2分の1の控除はありません。

## 5 退職所得控除額の計算(所得税の場合と同じです。)

勤続年数	算式
20年以下の場合	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年を越える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)